

坂出市空家等管理事業者登録・紹介制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、所有者等による空家等の適正な管理を促進するとともに、市民の生活環境の保全を図るため、市が空家等管理業務を行う事業者の情報を登録し、その情報を空家等の所有者等に紹介する坂出市空家等管理事業者登録・紹介制度（以下「登録・紹介制度」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）において使用する用語の例による。

2 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 空家等管理業務 次に掲げる業務をいう。

ア 外観調査，家屋の通風，水道の通水，雨漏りの確認，家屋内の清掃，庭木の剪定，除草，敷地内の清掃

イ その他空家等を適正に管理するために必要な業務

(2) 自治組織等 自治会，地域を基盤として活動している団体または特定非営利活動法人をいう。

(空家等管理事業者)

第3条 登録することができる事業者（以下「空家等管理事業者」という。）は、次のいずれにも該当するものとする。

(1) 空家等管理業務のうち前条第2項第1号アに掲げる業務を1つ以上行うことができること。

(2) 本市に主たる事業所または事務所（以下「事業所等」という。）を有する法人事業者，個人事業者または自治組織等であること。

(3) 事業者（法人にあってはその法人をいい，法人でない団体および個人事業者にあってはその代表者をいう。）が本市の市税等（市民税，固定資産税，軽自動車税，特別土地保有税，国民健康保険税，後期高齢者医療保険料および介護保険料をいう。）を滞納していないこと。

(4) 役員またはその事業所等の代表者もしくは構成員に，暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）がいないこと。

(5) 自らが行う空家等管理業務について，パンフレット，ホームページ等

でその広報を行うことができること。

(6) 空家等の所有者等に対し、空家等管理業務の報告を行うことができること。

(空家等管理事業者の登録等)

第4条 空家等管理事業者の登録を受けようとするものは、坂出市空家等管理事業者登録申請書（様式第1号）、誓約書（様式第2号）、空家等管理業務の広報内容が確認できる書類その他市長が定める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、坂出市空家等管理事業者登録名簿（様式第3号）に登録するとともに、その旨を坂出市空家等管理事業者登録通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による登録（以下「登録」という。）をしたときは、登録した内容について公表するものとする。

(登録事項変更および登録廃止)

第5条 市長から前条第2項の通知を受けたもの（以下「登録管理事業者」という。）は、登録事項に変更があったとき、または登録を廃止しようとするときは、坂出市空家等管理事業者（登録事項変更・登録廃止）届出書（様式第5号）により市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、坂出市空家等管理事業者登録名簿（様式第3号）の登録事項を変更し、または削除するものとする。

3 前条第3項の規定は、登録事項変更および登録廃止について準用する。

(登録の取消し)

第6条 市長は、登録管理事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すものとする。

(1) 第3条各号のいずれかに該当しなくなったとき。

(2) 虚偽または悪質な勧誘を行ったとき。

(3) 強引な手法または事実誤認を与える営業活動もしくは表示等を行ったとき。

(4) 不要な業務の強要を行ったとき。

(5) 著しく不適當な料金設定や故意に見積りの金額等を偽る行為をしたとき。

(6) 空家等の所有者等との意思疎通が不十分であり、苦情等に対して不誠

実であったとき。

(7) その他市長が適当でないとしたとき。

2 市長は、前項の規定により登録を取り消したときは、坂出市空家等管理事業者登録名簿（様式第3号）の登録事項を削除するとともに、その旨を坂出市空家等管理事業者取消通知書（様式第6号）により登録管理事業者に通知するものとする。

3 第4条第3項の規定は、登録の取消しについて準用する。

（登録管理事業者の情報の紹介等）

第7条 市長は、空家等の所有者等に登録管理事業者の情報を紹介するとともに、市公式ホームページ等により登録・紹介制度の周知を行うものとする。

（空家等管理業務の内容等に係る協議等）

第8条 空家等管理業務の内容、料金その他必要な事項は、登録管理事業者と空家等の所有者等との双方で協議し、決定するものとする。

2 市長は、前項の規定による協議および決定については、一切これに関与しない。

（個人情報の取扱い）

第9条 登録管理事業者は、登録・紹介制度における個人情報の取扱いについて、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 個人情報を他に漏らし、または自己の利益もしくは不当な目的のために取得し、収集し、作成し、もしくは利用しないこと。

(2) 個人情報の紛失等のないよう適正に管理すること。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和2年3月25日から施行する。

坂出市空家等管理事業者登録申請書

坂出市長 殿

所在地

団体名

代表者氏名

印

坂出市空家等管理事業者登録・紹介制度実施要綱第4条第1項の規定により、次のとおり空家等管理事業者の登録を申請します。

事業者の名称					
所在地					
連絡先	電話番号				
	F A X				
	Eメールアドレス				
	ホームページアドレス				
業務実施対象区域					
空家等管理業務 ※実施可能な業務に○印	実施可能	内容	実施可能	内容	
		外観調査		家屋内の清掃	
		家屋の通風		庭木の剪定	
		水道の通水		除草	
		雨漏りの確認		敷地内の清掃	
その他の空家等管理業務 ※実施可能な業務に○印 ※内容を記載すること。		その他			

添付書類：(1) 誓約書（様式第2号）

(2) 空家等管理業務の広報内容が確認できる書類

(3) その他市長が定める書類（ ）

誓約書

年 月 日

坂出市長 殿

当事業者は、坂出市空家等管理事業者の登録を申請するに当たり、坂出市空家等管理事業者登録・紹介制度実施要綱（以下「要綱」という。）に定める登録・紹介制度の趣旨等を理解し、下記について誓約します。

記

1. 当事業者は、要綱第3条各号に規定する次の要件を満たしています。
 - (1) 空家等管理業務（外観調査、家屋の通風、水道の通水、雨漏りの確認、家屋内の清掃、庭木の剪定、除草、敷地内の清掃）のうち1つ以上を行うことができること。
 - (2) 坂出市に主たる事業所または事務所（以下「事業所等」という。）を有する法人事業者、個人事業者または自治組織等であること。
 - (3) 事業者（法人にあってはその法人をいい、法人でない団体および個人事業者にあってはその代表者をいう。）が本市の市税等（市民税、固定資産税、軽自動車税、特別土地保有税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料および介護保険料をいう。）を滞納していないこと。
 - (4) 役員またはその事業所等の代表者もしくは構成員に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員がないこと。
 - (5) 自らが行う空家等管理業務について、パンフレット、ホームページ等でその内容、料金等の広報を行うことができること。
 - (6) 空家等の所有者等に対し、空家等管理業務の報告を行うことができること。
2. 登録・紹介制度により得られた空家等の所有者等の個人情報を他に漏らし、または自己の利益もしくは不当な目的のために取得し、収集し、作成し、もしくは利用することは、決していたしません。また、個人情報の取扱いについては、紛失等のないよう適正に管理します。

所在地
団体名
代表者氏名

印

（同意欄）

当事業者は、上記1. (3)および(4)について、市がその調査を行うことに同意します。

所在地
団体名
代表者氏名

印

坂出市空家等管理事業者登録通知書

様

坂出市長

年 月 日付けで申請のあった坂出市空家等管理事業者登録について、
下記のとおり登録したので通知します。

記

登録番号	第 号			
事業者の名称				
所在地				
業務実施対象区域				
空家等管理業務	実施可能	内容	実施可能	内容
		外観調査		家屋内の清掃
		家屋の通風		庭木の剪定
		水道の通水		除草
		雨漏りの確認		敷地内の清掃
		その他		

坂出市空家等管理事業者（登録事項変更・登録廃止）届出書

坂出市長 殿

所在地
団体名
代表者氏名

印

坂出市空家等管理事業者登録・紹介制度実施要綱第5条第1項の規定により、下記のとおり空家等管理事業者（登録事項変更・登録廃止）を届け出ます。

記

1 登録番号 第 号

2 変更の内容（※変更箇所のみ記載すること。）

事業者の名称					
所在地					
連絡先	電話番号				
	FAX				
	Eメールアドレス				
	ホームページアドレス				
業務実施対象区域					
空家等管理業務 ※実施可能な業務に○印	実施可能	内容	実施可能	内容	
		外観調査		家屋内の清掃	
		家屋の通風		庭木の剪定	
		水道の通水		除草	
		雨漏りの確認		敷地内の清掃	
その他の空家等管理業務 ※実施可能な業務に○印 ※内容を記載すること。	その他				

3 登録廃止の理由

年 月 日

坂出市空家等管理事業者取消通知書

様

坂出市長

坂出市空家等管理事業者登録・紹介制度実施要綱第6条第2項の規定により、下記のとおり空家等管理事業者登録を取り消したので通知します。

記

1 登録番号 第 号

2 取消理由